

南林間西南自治会会員の皆様

令和8年4月1日

南林間西南自治会

会 長	大川	幹雄
第1地区長	佐生	昇
第2地区長	三武	俊夫
第3地区長	佐藤	卓治
第4地区長	竹内	修一
第5地区長	佐治	賢
第6地区長	橋爪	秀夫
第7地区長	伊藤	健一

令和8年度 自治会費及び募金集金のお知らせ（お願い）

薫風の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろより会員の皆様には自治会活動にご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、表記のお願いにつきまして、下記内容で近日中に各地区組長が集金にお伺いさせていただきますので、ご協力のほど、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

- | | | |
|--------------|-----------|---------------|
| 1. 自治会費 | 1年分<4~3月> | 3,000円（月250円） |
| 2. 日本赤十字社寄付 | | 500円（目安） |
| 3. 社会福祉協議会会費 | | 300円（目安） |
| 4. 赤い羽根共同募金 | | 300円（目安） |

自治会費と各種募金（目安）の合計は4,100円になります。

2~4に記載金額は目安であり、あくまでも個人のご意志で、ご協力いただける範囲でお願いいたします。

- (*1) 赤十字は、アンリー・デュナン（スイス人：第一回ノーベル平和賞受賞者）が提唱した「人の命を尊重し、苦しみの中にいる者は、敵味方の区別なく救う」ことを目的とし、世界190の国と地域に広がる赤十字社・赤新月社のネットワークを生かして活動する組織です。日本赤十字社はそのうちの一社であり、西南戦争における負傷者救護で初めての活動を行って以来、国内外における災害救護をはじめとし、苦しむ人を救うために幅広い分野で活動しています。
- (*2) 社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。
- (*3) 赤い羽根は、民間の社会福祉施設などの対する財政補填の為に行われていた、民間の募金活動を制度化し、社会福祉を目的とする様々な事業活動に幅広く配分されます。

(*1) ~ (*3)の詳細は、回覧・掲示のパンフレット等をご確認下さい。

以上